

議案第101号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月24日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年湯梨浜町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の機関が行う<u>番号法第 19 条第 8 号に規定する事務</u>（以下「<u>特定個人番号利用事務</u>」という。）とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人情報</u>（以下「<u>利用特定個人情報</u>」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第 2（第 4 条関係） 【別記 1 参照】</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の機関が行う<u>番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町の機関は、<u>番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第 2（第 4 条関係） 【別記 1 参照】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別記1】

改正後

機関	事務	特定個人情報
略		
5 町長	湯梨浜町特別医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<div data-bbox="1375 477 1957 526">地方税関係情報であって規則で定めるもの</div> <div data-bbox="1375 526 1957 624">医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</div>
略		

改正前

機関	事務	特定個人情報
略		
5 町長	湯梨浜町特別医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
略		